

第 33 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

第33回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 菊地 英浩
会議日時 令和2年6月25日 午後2時00分開会
会議場所 大船渡市役所：議員控室

議事日程第1号

日程第1 会期の決定
日程第2 書記及び議事録署名人の指名
日程第3 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第4 議案第1号 農地転用事業計画の変更申請について
日程第5 議案第2号 農地法第4条第1項の規程による許可申請について
日程第6 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第7 議案第4号 農地法の適用外であることの証明願について
日程第8 議案第5号 農地に該当するか否かの判断について

本日の会議に付した事件

～議事日程第1号に同じ～

出席委員（農業委員 9名）

議長	菊地 英浩君	1番	金野たか子君
2番	鈴木 力男君	3番	古内 嘉博君
4番	中村 亨君	5番	廣澤 恵美君
6番	細谷 知成君	7番	藤原 重信君
8番	欠 員	9番	熊谷 玲子君

（農地利用最適化推進委員 8名）

〔大船渡地区〕	末崎地域	尾形 正男君	末崎地域	村上 優司君
	赤崎地域	浅野 幸喜君	猪川地域	鈴木 和雄君
	立根地域	今野八重子君	日頃市地域	木村マリ子君
〔三陸町地区〕	綾里地域	畑中 圭吾君	吉浜地域	菊地 久寿君

遅刻者（0名）

早退者（0名）

欠席者（2名） 大船渡地区大船渡地域 佐藤 優子君
三陸町地区越喜来地域 岡澤 成治君

事務局出席者

局長	飯田 秀君	局長補佐	鈴木 康司君
主事補	菅野 由夏君		

地方自治法第 条の規定によりここに署名する

大船渡市農業委員会会長

署名委員

署名委員

午後 2 時 00 分開会

○議長（菊地英浩君） 本日はご出席いただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、これより第 33 回大船渡市農業委員会総会を開催いたします。

それでは開会にあたりまして一言あいさつを申し上げます。改めまして第 33 回総会にご出席いただきましてありがとうございます。例年ですと、全国農業委員会会長大会の時、岩手県選出の国会議員へ要請してまいりましたが、今年はコロナウィルスのため中止となっております。今月 15 日、会長、両副会長が各議員の県事務所を訪れ、要請をしてきました。要請内容は本県農業、農村は近年担い手の減少と高齢化、遊休農地の増加など、農業生産構造の脆弱化が急速に進行しており、担い手と農地を最適に活用できる農業生産基盤を速やかに再構築することが喫緊の課題となっている。地域農業の再編を進める人・農地プランの実質化の取組が集中取り組み期間として行われているが、担い手の確保育成や生産基盤の整備促進、所得が確保できる生産体制、多様な人材を生かした持続的な地域づくり対策など、様々な課題が明らかとなってきている。今年 3 月、経営規模や生産条件に関わらず、生産基盤を強化することや農業・農村の持続性確保のための地域政策の評価などを盛り込んだ新たな食糧・農業・農村基本計画を作成したところであり、今後はこの計画に基づく具体的な施策の展開が必要となっている。加えて新型コロナウイルス感染症の拡大により、食料店の休業などに伴う農畜産物の販売額の減少や販路の縮小など、農業経営にも大きな影響が現れており、経営継続のための万全の対策が求められている。このような情勢を踏まえ、担い手と農地を最適に活用できる農業生産基盤を速やかに再構築し、本県農業が安定的に産地力を伸ばしていける持続可能な生産構造へ再編する必要があるとし、次における諸対策を講ずるよう強く要請するものとしております。主なところでは、プランの実施化に向けた支援の継続として、新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、工程表どおりに話し合いを進めることができず、単年度の実質化をめざした地域の 6 割が実質化の提起を次年度に繰り延べざるを得ない状況となっている。実質化を急ぐことなく、十分な話し合いに基づいて地域のコンセンサスが得られたプランを策定できるよう取組期間を延長する。農地中間管理事業においては担い手として定められている認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農の四者だけでは農地の維持が困難と見込まれることから、地域の農業を次代に継承していくため、担い手だけではなくプランの中心経営体に位置づけられる地域の農地の維持管理を担っていく中小規模の農家についても本事業の担い手を含め、機構の活用を促進すること。農業基盤の整備促進では水田整備率が 52%と東北最低水準にあり、基盤整備の遅れが農地を担い手集積、集約化する上でも支障となっている。中山間地域等条件不利地域対策の充実では、全国の耕地面積及び相互活用のそれぞれ 4 割を占める中山間地域は、本県においてはいずれも 8 割を占めており、自然的条件が厳しい中山間地域においてコミュニティを維持するためには、地域住民が定住し、農業の再生産が可能な所得が確保されることが必要であり、営農を行

うことに対する交付金など、新たな所得補償制度などを構築すること。また新型コロナウイルス感染症の拡大に対応した経営継続をするための支援の充実を要請しております。

最後に農業委員改選に伴い、今期で勇退される委員の皆さんもおられますが、定員に達成させるために皆様には、苦勞を掛け、骨を折っていただきましたことをこの場を借りて御礼を申し上げ、あいさついたします。

○議長（菊地英浩君） 本日出席の農業委員は9名、推進委員は8名であります。欠席の連絡のあった推進委員は大船渡地区大船渡地域佐藤優子推進委員、三陸町地区越喜来地域岡澤成治委員2名であります。

次にこれまでの経過と今後の日程について、飯田事務局長から報告をお願いします。

○事務局長（飯田秀君） それではお手元の資料によりまして行事等経過報告及び開催予定を申し上げます。初めに先月開催の総会以降の経過報告でございます。主なものとしたしましては、5月29日に現在取り組んでおりますお茶の栽培事業で、今年初めて茶摘みを女性農業委員さん、推進委員さんの皆さんで行いました。摘んだ量をちょっとご紹介いたしますと、摘んだ量は約1.5kgでございました。それから農協の組合長さんを通じてですね、加工場の方で加工していただいたんですけれども、完成した緑茶300gの成果があったということでございます。ご紹介をさせていただきたいと思っております。次に6月12日には第51回岩手県農業会議常設審議委員会が開催されまして、菊地会長と鈴木局長補佐が出席をしております。先月開催の総会において許可相当と決した案件について諮問いたしまして、異議なしの決定をいただき、後日許可書の交付をさせていただきました。6月18日には盛岡市において農業委員会会長及び事務局長研修会が開催されました。会長と私の代理で羽根川係長が出席をしております。

次に次回総会までの行事予定でございます。ページを返していただきたいと思っております。6月30日には盛岡市におきまして岩手県農業会議定時社員総会が開催されます。会長と私が出席する予定としております。なお事務局長は市長の代理出席ということになっております。7月15日には第52回岩手県農業会議常設審議委員会が開催されますので、会長が出席する予定としております。7月28日には市役所において大船渡市農業振興対策協議会が開催されます。これには会長が出席する予定としております。最後になりますけれども、次回第34回総会は7月29日に開催する予定としておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。なお行事等でご不明な点は事務局までお問い合わせいただきたいと思っております。私からは以上でございます。

○議長（菊地英浩君） それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長（菊地英浩君） 日程第1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本総会の会期は本日1日間としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に日程第2、書記及び議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名人を議長から指名してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) ご異議なしと認めます。それでは議長から指名いたします。書記には事務局の菅野由夏主事補、議事録署名人には7番藤原重信農業委員、9番熊谷玲子農業委員を指名します。

○議長(菊地英浩君) 次に日程第3、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(鈴木康司君) 2ページをお開きください。報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出があり、これを受理したので、本委員会に報告いたします。

番号1番、いずれも登記地目、現況地目ともに畑です。面積は合わせて681㎡。権利を取得した理由は相続による権利の取得です。5月27日届出、6月1日受理。以上です。

○議長(菊地英浩君) 報告第1号について質疑、意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 次に日程第4、議案第1号農地転用事業計画の変更申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐(鈴木康司君) 3ページをお開きください。議案第1号農地転用事業計画の変更申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

番号1番、登記地目、現況地目ともに畑、面積は379㎡。所有権移転。昭和63年許可時の譲渡人から現在の所有者に相続登記済みとなっております。転用目的は物置及び駐車場です。物置については今あるものを、図面にもあるとおりこれになります。中古2棟軽量鉄骨造平屋建12.39㎡及び木造平屋建6.62㎡、駐車場4台になります。転用理由は変更後の転用事業主が近々当該地の隣地に引越し予定であり、当該地に物置を設置し駐車場として利用したいというものです。昭和63年8月23日指令大地農政大5-24号(知事の許可)物置49.66㎡及び車庫24.84㎡として転用許可をしておりましたが、現在は建物以外は近隣住民が農地として耕作している状態となっております。このため、この事業計画変更と合わせて改めて5条を提出されたものであります。備考としまして、このあたりの土地は地図でもわかりますが、住宅がこのように連続して建っております。これを住宅等の連たんと言いまして、これによって第3種農地とみなされます。第3種農地ですので基準を満たしております。転用事業者が死亡し、その後、相続により、現所有者が継承し取得したのですが、遠方に居住しており、また転用事業者の死亡により当該地に隣接した実家も空

家状態で管理ができないため、事業計画を変更するものです。新しい譲受人が、隣の宅地とこちらの農地をいずれも取得するという事になっています。以上でございます。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第1号1番について大船渡地区末崎地域村上優司推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区末崎地域推進委員（村上優司君） 推進委員の村上です。今、補佐が説明したとおりの内容でございまして、ダブりますけれども、言います。議案第1号農地事業計画の変更について、番号1番について調査の結果をご報告いたします。初めに住宅地図をお開き願います。1ページでございます。この場所は議案第3号の2番とも関連してまいりますので、少し詳しくご説明いたします。申請場所は、図面のとおりの変形、五角形の平坦な土地でございます。記載されておりますように、面積は114.6坪。昭和63年8月23日に物置15坪、それから車庫7.5坪を立てる転用許可を得ておりましたが、前所有者が死亡されまして、施工されずにそのままの状態にて転用事業者が相続したものでございます。転用事業者は相続したものの、農地転用事業計画についての計画もわからず、そのまま長年放置されておりました。転用事業者は県外に住んでおられて、遠方で管理ができないため、この度購入希望者である継承者に隣接する転用事業者の実家、前所有者が住んでいた宅地、居宅とあわせて譲渡することとなり、初めて農地転用計画が明るみになったところでございます。6月19日、申請地の現況を確認しますと、土地の中央に東西に分けるように中古プレハブ物置が2棟3.7坪と2坪が建っております。残りは近隣住民が借り受けて耕作しており、入口の辺りは更地になっております。農地転用事業計画が許可されたにも関わらず、畑として活用されており、中古物置も坪数が少なく基礎のない建物ですので、農業関連施設の中で現況課税の課税評価も畑となっております。許可をもらってから大分時も経過していることから、再度、農地転用事業計画の変更申請をし、譲受人が取得後、事業計画を実行するという事でございます。物置中古2棟は基礎のないプレハブの建物なので、西側の方に移転する予定でございます。住宅地図は前所有者宅、それから隣の居宅と同じ高さに見えますが、境界には擁壁があり、前所有者とは2m、隣地とは2.5mの高さがあります。申請地の北側と東側は道路で、南側は居宅が建っており、西側の家は解体されて今はなく、他地域から延びてくる県道が通る予定となっております。周りに及ぼす影響はないと思われまして、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第1号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） なければ以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第5、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（鈴木康司君） 4ページをご覧ください。議案第2号農地法第4条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

番号1番、登記地目、現況地目、ともに畑、面積は2,070㎡。転用目的は鉱工業用地、太陽光パネル224枚。地図の2ページと、それから3ページには配置図となっております。面積が大きくて、更に一部使用できない法面などもあるため、配置図を見た方が理解できると判断いたしまして、今回は配置図を付けました。転用理由は、太陽光発電設備を設置し売電収入を得たいということです。施設等もう一度説明をしますと、太陽光パネル224枚、376.32㎡、出力49.5kw、2,070㎡のうち法面が3個所で658m、山林が76m、通路として使うところは240㎡で、残りの有効面積は1,096㎡です。ここに376.32㎡の太陽光パネルをこの配置図のように配置する計画となっております。転用理由に戻りますが、東北経済産業局認定済み、東北電力の系統連携技術検討済みとなっております。こちらは第2種農地となっております。他に適当な土地がないため代替性がなく、資金計画は残高証明を確認しております。周囲の農地への影響がないことを現地で確認済みでございます。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の農業委員から現況について説明をお願いします。議案第2号1番について5番廣澤恵美農業委員から説明をお願いします。

○5番（廣澤恵美君） 5番廣澤です。申請番号1番について報告します。22日に現地調査を実施しました。申周辺は住宅と農地が混在したところとなっており、申請地北側は山林となっております。今回、申請人は、自宅の隣の土地に太陽光発電設備を設置したいとのことでした。周辺農地への影響は特にないものと考えられます。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第2号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。はい3番古内嘉博委員。

○3番（古内嘉博君） 事務局から確認なんですけれども、転用理由の中に、下の方に東北経済とか東北電力の確認済みとあるんですが、これはどういう、前もあつたと思うんですが、どういう意味なんですか。

○事務局長補佐（鈴木康司君） 太陽光パネルで発電をして、その発電した電気を東北電力に買ってもらうということで、その事業について東北経済産業局の認定を受けておりますし、東北電力とも技術連携は調整済みであるということでございます。

○3番（古内嘉博君） 事前にこういう施設をする場合は、こういう前段の経済産業局とか東北電力と検討済みとかというのが必要なわけですね。

○事務局長補佐（鈴木康司君）　そうです。

○3番（古内嘉博君）　はい、わかりました。

○議長（菊地英浩君）　他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君）　以上で質疑を終わり直ちに採決いたします。議案第2号1番は本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（　　賛成者挙手　　）

○議長（菊地英浩君）　挙手全員であります。

よって、議案第2号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君）　次に日程第6、議案第3号農地法第5条第1項の規程による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（鈴木康司君）　5ページをご覧ください。議案第3号農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

1番、地図の4ページです。登記地目、現況地目ともに畑、面積は372㎡です。売買。転用目的は一般個人住宅、居宅2階建1棟82.50㎡、駐車場4台。転用理由は、津波により自宅が被災し、現在仮住まいのため自己所有の居宅を新築したいということです。この地域は用途地域が指定されている第3種農地ですので基準を満たしております。なお、この図面では宅地の分のみ斜線が引いてありますが、右側の家の下の方、南側ですね、そこが通路としてあわせて購入されております。次に2番、地図は1ページになります。議案第1号と同じ内容です。登記地目、現況地目ともに畑、面積は379㎡。先ほど説明した内容と同じですので、ご覧いただきたいと思います。次に3番、地図は5ページです。登記地目、現況地目ともに畑です。面積は1,719㎡です。売買。転用目的は露天駐車場、駐車場として8台、200㎡を使用します。転用理由の方を見ていただきたいんですが、駐車場として使用したい。当該地は大部分が法面で一部しか利用できないことから、隣接する土地、次のページに、これも配置図がございます。隣接する土地があります。この隣地については宅地445.50㎡、ここに宅地分には11台を駐車する予定です。これとあわせて事業用地といたします。宅地分の11台、農地分に8台で、あわせて19台のこの施設の職員の駐車場として利用いたします。この場所は第2種農地でございます。他に適当な土地がないため代替性がなく、資金計画は残高証明を確認済みです。周囲の農地への影響がないことを現地で確認済みでございます。次に6ページをご覧ください。4番、地図は7ページです。登記地目田、現況地目雑種地、面積234㎡。売買。転用目的は一般個人住宅、居宅2階建1棟68.73㎡。転用理由は、現在、県内に借家しているが、妻の出身地である大船渡に居宅を構え永住したい。この地域は用途地域を定めた第3種農地でありますので、基準を満たしております。次に5番、地図は8ページです。登記地目畑、現況地目雑種地、面積457㎡。転用目的は一般個人住宅、居宅2階建て1棟74.32㎡、駐車場3台、庭、通路となっ

っております。転用理由は、現在借家住まいにつき、当該地に新築移転したい。永年の使用貸借で、これは譲受人と譲渡人は親子になっております。こちらは第2種農地でありまして、他に適当な土地がないため代替性がなく、資金計画はこちらは融資証明を確認しています。周囲の農地への影響がないことを現地で確認済みです。次に6番、地図は9ページです。登記地目、現況地目ともに畑、面積411㎡。使用貸借。転用目的は一般個人住宅、居宅2階建1棟69.00㎡、駐車場2台、この土地のうち法面が80㎡を占めております。現在借家住まいにつき父親から土地を借りて自己所有の居宅を新築したい。永年の使用貸借でございます。第2種農地となっております、他に適当な土地がないため代替性がなく、資金計画は融資証明を確認済みです。周囲の農地への影響がないことを現地で確認済みでございます。続いて7ページをお開きください。地図は10ページになります。7番、登記地目田、現況地目雑種地、面積3811.00㎡のうち151.21㎡。賃貸借。転用目的は資材置場また仮設トイレ1.39㎡。転用理由は、県工事における資材置場と仮設トイレを設置したい。この図面に接しているのが県道ですが、このすぐ左側、西側のところが、法面が今年の台風で崩れておりまして、その災害復旧工事のための仮設置場ということになります。一時転用でありまして第2種農地でございます。今言ったように、すぐ近くが工事現場になりますので、他に適当な土地がないため代替性がなく、資金計画は残高証明を確認済みです。周囲の農地への影響がないことを現地で確認済みでございます。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に地区担当の推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。それでは議案第3号1番について1番金野たか子農業委員から説明をお願いします。

○1番（金野たか子君） 議案第3号1番についてご報告申し上げます。6月20日、現地調査をし、その後、譲受人と電話でお話しをいたしました。譲受人は市内で畜産業を営んでおります。東日本大震災の津波の影響で、自宅が被災し、現在事業を営んでいる事務所近くに仮住まいの状態です。そのため自己所有の住宅を構えるため、土地を探していた時に不動産屋から紹介されたのが今回の申請地だったとのことです。地盤調査などを経て、今年度中には自宅の完成を目指したいとのことです。周辺は宅地化が進んでおり、住宅地域としての様相を深めており、周辺農地への影響はありません。以上です。ご審議よろしく申し上げます。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第3号1番について質疑、意見許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第3号2番と3番について大船渡地区末崎地域村上優司推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区末崎地域（村上優司君） 推進委員の村上です。それでは議案第3号の2番と3番についてご報告いたします。再度住宅地図の1ページをお目通し願います。先ほどの議案第1号と同じ場所で、説明が重なります。重複いたします。6月19日、申請者の現況を確認し、20日に譲受人の兄宅を訪問し、お話しを伺ってまいりました。申請地は譲受人本人が確認しておりますが、用足しは譲受人の兄が進めておりまして、全部把握しております。転用理由に記載されておりますように、現在、譲受人は神奈川県に在住でございまして、定年退職後、故郷である末崎に帰り永住したいと希望しており、隣接する譲受人の実家の宅地及び居宅とあわせて本物件を取得するものでございます。議案第1号でも述べたように、周りに及ぼす影響はありません。ご審議のほどよろしく願います。

それでは続いて議案第3号の3番について調査の結果をご報告いたします。初めに住宅地図5ページと6ページをお開き願います。申請地は施設の建物の裏側、東側になります。520坪。東向きの下り斜面、斜度40度ぐらい傾斜があります。施設の位置からは3mぐらい低くなっております。2015年ぐらいまでは畑として耕作していて、譲渡人の姉が亡くなった後、耕作する人もなく、その後は耕作放棄地となり、草が生い茂り現在に至っております。6月19日、施設を訪問しまして、施設長からお話しを伺ってまいりました。施設の玄関前は施設関係者と来賓用、来客用、事務局用駐車場に割り当てており、利用者の増加により駐車場が足りなくなったことから申請地を取得し、関係車両及び職員駐車場として使用する予定であるそうです。畑は施設に近い上の方は幾らか段々に南北に細長く広いところがあり、何台か駐車が可能ですが、法面の傾斜が大きく、駐車場として活用するには大がかりな工事が必要で、難しいのではないかと見てまいりました。周りには耕作地がなく、駐車場に転用しても周りに及ぼす影響はないと思われまます。ご審議のほど願います。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第3号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号2番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第3号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号3番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号3番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第2号4番について5番廣澤恵美農業委員から説明をお願いします。

○5番（廣澤恵美君） 5番廣澤です。申請番号4番について報告します。22日に現地調査を実施しました。周辺は近年、宅地化が進んでいる地域であり、申請地に隣接する土地にも既に住宅が建築されている状況となっております。

譲受人は現在、一関市に居住していますが、今回申請地に住宅を建築し、永住したいとのことでした。周辺農地への影響は特にないものと考えられます。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第3号4番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号4番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案3号4番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第3号5番について6番細谷知成農業委員から説明をお願いします。

○6番（細谷知成君） 6番細谷です。議案第3号5番につきまして6月23日に現地調査及び聞き取り調査を行いましたので報告いたします。現況は草刈管理がされた休耕畑で、市道から西の山側に向かって緩やかな上りの傾斜があります。周辺の状況ですけれども、申請地の東側は市道、北側と南側はやや雑草が生えている休耕畑、西側は三陸縦貫自動車道の法面となっております。申請に至った経緯ですけれども、借受人は貸付人の息子さんと、現在、赤崎町の借家に妻と2人で暮らしておりますが、この度、母親の土地を借りて自宅を新築したいということでございます。周囲への影響ですけれども、隣接している農地は休耕の状態で耕作している農地はなく、市道に排水溝も整備されておりますので、排水の影響もないと考えられますので、周辺農地への影響はないものと考えられます。報告は以上でございます。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第3号5番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号5番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号5番について本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第3号6番について4番中村享農業委員から説明をお願いします。

○4番（中村享君） 4番中村享です。担当の岡澤さんより現地調査の結果を預かってまいりましたので代読いたします。農地法第5条申請番号6番について、6月20日午前9時から貸付人と立ち会い、現地調査したので報告します。今回、息子が自宅を新築するために畑の一部を分筆して申請とのことでした。貸付人は自宅周辺に現在田んぼを15a、畑5aを耕作中ですが、ここは30数年前から草地として管理していたそうです。周囲は貸付人の所有地で、西側、東側は道路で、住宅建設による影響は特にないものと考えられました。なお生活排水等は浄化槽を設置して、敷地前側にある小川へ流す計画です。既に建設業者も決まっており、許可になり次第着工すると話しておりました。以上のとおり報告いたします。代読でした。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第3号6番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号6番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号6番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第3号7番について三陸町地区吉浜地域菊地久寿推進委員から説明をお願いします。

○三陸町地区吉浜地域（菊地久寿君） 推進委員の菊地です。議案第3号7番について報告いたします。6月22日、貸付人からお話を伺ってまいりました。申請地は40年ほど前まで水田として使用していましたが、その後、柿の木を植え、いろいろやってみたいですが、全部鹿に食べられ、現在は保全管理のみしている土地です。今回、借受人が県道の復旧工事に伴い、現場に接している土地を資材置場にしたいとの話があり、現在休耕田で使用していないため、使用許可をしたとのことでした。土地は県道と50cmほど段差があり、一時的に土盛りをしますが、工事終了後は現状回復の後、返還されるとのことでした。隣接地に耕作されている土地はなく、周囲への影響はないと判断してまいりました。以上で

す。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第3号7番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号7番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号7番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第7、議案第4号農地法の適用外であることの証明願についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（鈴木康司君） 8ページをお開きください。議案第4号農地法の適用外であることの証明願を別紙のとおり受理しましたので、本委員会の会議に附し可否を決定するものです。

番号1番、地図は11ページです。登記地目畑、現況地目雑種地です。面積69㎡。非農地の事由、元々は畑であった土地を分筆し、当該地の周辺を宅地として販売した。当該地は隣接する6筆の宅地の通路として利用されているが、転用を失念したまま現在に至ったものであります。始末書が提出されております。第3種農地となっております。次に2番、地図は12ページです。登記地目畑、現況地目山林。面積1104.44㎡。非農地の事由ですが、約50年前に当該地に前所有者が、周辺が山林で耕作地として不適切な土地のため杉を植林し、現在に至っております。長年、山林として利用されてきており、登記簿地目も農地でないと考えていたということです。始末書が提出されています。以上でございます。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第4号1番について1番金野たか子農業委員から説明をお願いします。

○1番（金野たか子君） 1番金野です。担当である佐藤優子氏からお預かりしたものを代読させていただきます。第4号1番、6月20日現地調査をし、その後、所有者宅を訪問し、お話しを聞きました。申請人所有の畑を六つに分筆し、宅地として販売。そのうちお一人へは借地としていたそうですが、この度、土地を売ることになったそうです。今回の申請地は下水道も通っているそうですが、住宅への通路としても利用されており、今回の土地の販売にあわせて申請地である通路も販売することとしたそうです。周辺は宅地化が進んでおり、住宅地域としての様相を深めており、周辺農地への影響はありません。以上です。よろしく願います。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第4号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号1番について本委員会において願いのとおり決することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号1番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第4号2番について鈴木力男農業委員から説明をお願いします。

○2番（鈴木力男君） 2番鈴木です。農地法の適用外であることの証明願について申請人より聞き取りと現地確認をした結果を報告いたします。昨日、申請人より聞き取り調査を実施したところでございます。開発鉄道が80年前に開通し、地図では斜線が鉄道の線路の左側にありまして、右側の杉林になっております。開発鉄道が開通したことにより、ここも畑だったところが行き来ができなくなり、不便で畑ができなくなったということで杉を植林したそうです。それで50年経ち、杉を伐採しようとして森林組合に相談したところ、重機が入らないので伐採はできないと断られ、今回、所有していても仕方がないので、開発鉄道さんに譲渡の方向で手続きを進めているとのことでした。申請地一帯は森林化になっており、農業をするような状態ではありませんでした。以上、ご審議のほどよろしく願いたします。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第4号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号2番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第8、議案第5号農地に該当するか否かの判断についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（鈴木康司君） それでは9ページをお開きください。議案第5号農地法に該当するか否かの判断について。農地法の運用について第4（1）及び（2）に基づき、「農地」に該当しない旨判定された別添土地について、本会で判断するため審議し決定するものです。

10ページをご覧ください。非農地リスト2筆です。地図は13ページに載っております。2筆で1,014㎡。1番、台帳地目畑、現況は山林、904㎡。2番、台帳地目が畑で現況は原野、110㎡。これについては、農地パトロールの上、1番について非農地とするように通知文を出して文書で出すようお願いしておりましたが、その後、所有者の成年後見人であ

る方から、下の方の2番とあわせて非農地にしてほしいとの届出がござっております。14ページに記載しておりますが、このように山林及び原野となっております。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の推進委員から当該地の現況について説明をお願いします。それでは末崎町について大船渡地区末崎地域村上優司推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区末崎地域推進委員（村上優司君） 推進委員の村上です。議案第5号農地に該当するか否かの判断について非農地リスト1番と2番について調査の結果をご報告いたします。ただいま鈴木補佐より説明があったものと重複いたします。6月5日、鈴木補佐より所有者から申請書が出され、申請地を確認いたしたく要請がありまして、6月の8日に現地確認をしたものです。実はこの事案は先ほど説明がありましたように、昨年の農地パトロールで非農地と判断し、所有者の同居人である娘夫婦に説明し、申請書を渡したものです。所有者は高齢で、認知症のため娘夫婦が介護を兼ねて同居しております。所有者は認知症のため、成年後見人として県内在住の司法書士がおりまして、後見人と相談してみるとの回答でした。当時の回答はそうです。申請地の現地確認は、鈴木補佐と同行した6月8日3時15分からと6月19日の2時から2回確認しております。住宅地図の13ページと14ページの写真をご覧いただきたいと思っております。申請地は議案第1号で説明いたしました県道のバス停付近から、西方向へ進んだところで、申請地の間に住宅がありますが、この住宅は所有者の親戚の方でございます。地図に示されておりませんが、その隣、東側、図面では右側になりますが、現在工事中で、道路と交差するため県道が上を通るようにガードを建設しております。1番は親戚宅の真後ろに位置し南向きの斜度30度ぐらいの下り斜面、2番は親戚宅の真ん前の南向きの傾斜地で、三角三日月形の耕作地で、耕作するのは無理なところでございます。30年ぐらい前までは耕作していたということですが、所有者も高齢となり後継者もなく耕作放棄。現在、草木が生い茂って重機も入れず、復旧は困難と判断してまいりました。申請地の北側は山林、西側は住宅が建っており、南側と東側は道路となっており、周りに及ぼす影響はないものと判断しております。ご審議の程よろしくお願いたします。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第5号について質疑、意見を許します。何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第5号について本委員会において全て農地に該当しないことと決定するに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第5号農地に該当するか否かの判断については本委員会において全て農地

に該当しないことと決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 以上をもちまして本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りましてありがとうございました。

これをもちまして第33回総会を閉会いたします。引き続き事務局から連絡事項がございますが、準備が整うまで暫時休憩いたします。

午後2時42分閉会